

心ない書き込みで傷ついている人がいます

インターネットによる人権侵害のこと

インターネットの普及とその弊害

総務省の令和3(2021)年版「情報通信白書」によると、令和2(2020)年の国内のインターネット利用率は、83.4%です。また、端末別の利用率では、昨年に引き続きスマートフォン(68.3%)が最も高く、パソコン(50.4%)を上回りました。

インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、必要不可欠なインフラとなっています。また、近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の普及など、さらに身近になっています。

一方で、匿名性を悪用した特定の個人・団体や不特定多数の人への誹謗中傷、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為や個人情報の暴露などのプライバシーを侵害する行為など、人権に関わる問題が多数発生し、深刻な社会問題となっています。

法律の制定等の動き

いったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、さまざまな所に拡散してしまう可能性があり、完全に削除することが困難なことから、憲法が保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報については、法的な対応(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法))や業界の自主規制(インターネット接続サービス等に係る事業者の

対応に関するガイドライン等)による対策が講じられており、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)も制定されました。

また、プロバイダ責任制限法第4条では、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、被害回復のために匿名の加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう発信者情報の開示請求権を規定していますが、開示が認められるための裁判手続きに多くの時間とコストがかかり、救済を求める被害者にとって大きな負担となっています。そこで、発信者の特定を容易にするため、令和2(2020)年8月に「プロバイダ責任制限法第四条第一項の発信者情報を定める省令」の一部が改正され、プロバイダ等が保有する発信者情報の開示の対象に氏名や住所などに加えて電話番号が追加されました。令和3(2021)年4月には、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続)を創設するなどの制度的見直しを行うプロバイダ責任制限法の一部を改正する法律が成立しました。

さらに、誹謗中傷対策を強化するため、侮辱罪の法定刑を見直し、懲役刑を導入することが検討されています。

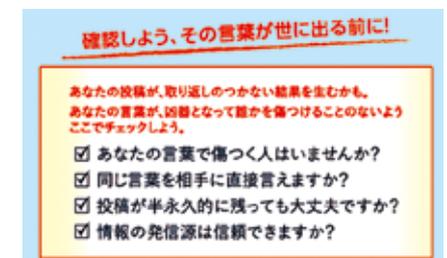
大阪府では

情報の発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が大切であるとともに、利用者も

さまざまな情報に惑わされることなく主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)を高めることが求められています。そのため大阪府では、ホームページやリーフレットを活用し、インターネットやSNSの利用者が、加害者にも被害者にもならないよう啓発に努めるとともに、被害者への支援を図るため、相談体制の充実に取り組んでいます。

また、インターネット上の人権侵害事象への対応については、表現の自由の制限にもつながるものであり、全国的な対応が必要であることから、強力な法的措置等を含めた対策を講じるよう、国に要望しています。

■啓発リーフレット



ネット犯罪から子どもを守る

インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。近年、SNS等を悪用した児童買春や児童ポルノなど、重大かつ悪質な犯罪の発生が目立っています。子どもがインターネットを安全・適切に利用するには、利用目的を明確にした上で保護者と子どもが話し合い、利用のルールをつくることやフィルタリングサービスへ加入することなどが大切です。

情報提供のお願い

大阪府では、インターネット上の差別書込みの実態を把握し、国に適切な対応を要望する際の基礎資料とするため、ホームページに情報提供窓口を設け、広く情報提供をお願いしています。

大阪府 インターネット 人権

検索



インターネット上で人権侵害に遭ったとき

インターネット上に、特定個人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報(以下「権利侵害情報」といいます。)が掲載された場合、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、プロバイダやサーバの管理者・運営者に対して、権利侵害情報を掲載している者の名前、メールアドレス、住所等の情報の開示請求や権利侵害情報の削除依頼をすることができます。

開示請求等の具体的な方法については、違法・有害情報相談センター(※)にご相談ください。

また、法務局の人権相談では、人権侵害情報の削除依頼の方法についての助言を行うなど、被害者自らが被害の回復を図るための手助けも行っています。この手助けをしても自ら削除依頼を行うことが困難な場合やプロバイダ等が削除依頼に応じない場合などには、法務局がプロバイダ等へ削除の要請を行う場合もありますので、最寄りの法務局にご相談ください。(法務局への相談は、38ページの「国(法務省)の人権相談窓口」をご覧ください。)

※総務省の委託を受けて、インターネット上の違法・有害情報への対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口。

ホームページ <https://ihaho.jp/>